

◎第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度まで）における介護保険料所得段階について

1 本市におけるこれまでの介護保険料所得段階について

平成12年度（第1期）に国標準5段階で始まった介護保険料の所得段階は、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成18年度（第3期）より標準6段階、平成27年度（第6期）より標準9段階と多段階化が進んできました。

また、所得水準に応じたよりきめ細かな保険料設定を行うため、平成18年度から標準を超える多段階化が認められることとなり、本市においても下表のとおり多段階化を進めて、高所得者に応分の負担を求めるようになりました。

開始年度	計画期間	国標準段階	本市段階
平成12年度	第1期	5段階	←
平成15年度	第2期	5段階	←
平成18年度	第3期	6段階	←
平成21年度	第4期	6段階	全8段階
平成24年度	第5期	6段階	全12段階
平成27年度	第6期	9段階	全16段階
平成30年度	第7期	9段階	全17段階
令和3年度	第8期	9段階	全17段階

2 現行（第8期）保険料の県内他市との比較について

資料3-2のP1及びP2は本市を含む県内19市の本人課税被保険者の第8期年間保険料を所得階層別に順位付けした表になります。

色付されている区分が本市の保険料額です。

P1は合計所得金額が320万円未満（国の所得段階で第6段階から第8段階）をまとめたものです。

本市は全ての区分において中間より上位の順位となっています。

P2は合計所得金額が320万円以上（国の所得段階で第9段階）をまとめたものです。

本市は合計所得金額が500万円未満までは引き続き中間より上位に、500万円以上は全ての区分において中間より下位の順位となっています。

資料3-2 P3は国の所得段階別に被保険者数割合を集計し、保険者ごとに順位付けを行った表です。

色付してある段階が保険者ごとに最も割合が多い段階となっており、第1段階または第7段階に集約されています。

資料3-2P4はP3と同じく国の所得段階別に被保険者数を集計し、所得段階ごとに順位付けを行った表です。

色付けしてある段階が本市及び県内19市の合計値になります。

本市の場合、第7段階が最も多く、全体でも第1位になります。中間所得者層となる第7段階と第8段階を合計した場合は第3位となり26.5%を占めますが、合計所得金額が320万円以上となる第9段階の占める割合は6.30%で最下位となっています。

また第4段階までの割合も42.35%で、県内合計の42.44%との比較でも特別低いわけではありません。

以上をまとめると、本市の第8期保険料は第9段階の被保険者数が少ないため、被保険者数の割合が高い第7段階及び第8段階が中心となって、第4段階までの軽減分を補っており、年間保険料の分布もその傾向にあると考えられます。

3 現在までに国より示された段階案と料率案及び国通知について

資料3-3P1及びP2は本年11月6日に行われた国の社会保障審議会介護保険部会で示された資料の抜粋になります。

ここでは「介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要がある。」との文言とともに次の論旨が記載されています。

- ・現在の標準段階9段階のうち9段階目を細分化し全13段階とする。
- ・新設される第10段階以降の料率を引き上げ。
- ・引き上げ分を第3段階までに分配することにより料率を引き下げ。
- ・変更となる料率案及び基準所得金額案は資料記載のとおり。
(第3段階まで①から③、第9段階以上AからC)
- ・制度内での対応が強まることから、第3段階までの低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部を介護職員の処遇改善へ回すことを検討。
- ・以上の結論は年末までに得る。

その後、12月7日にも同部会は行われましたが、「本年末の予算編成過程において検討するべきである。」との記載が資料にあるに留まっており、現時点で結論は提示されていません。

なお、**資料3-3P3**の国通知は、平成30年度税制改正の中で、「個人所得課税の見直し」があり（令和3年1月1日施行）、給与所得と年金所得の控除

がそれぞれ10万円の引き下げとなり、基礎控除が10万円の引き上げとなったことによる第8期保険料に係る所得についての特例措置を継続しない旨の通知です。

これにより、給与所得または年金所得がある被保険者は保険料計算における合計所得金額が10万円増となります。

資料3-4P1は以上を踏まえて国の案を一覧にしたうえで、本市の現行（第8期）と比較した表になります。

各項目に記載の補正被保とは補正第1号被保険者数のことで、各段階の被保険者に料率を掛けた人数になります。この数値を合計することにより、料率が「1」となる基準額ベースで何人分の保険料収入があるかが分かります。

人数が増えると1人当たりの保険料が減少、人数が減ると保険料は上昇ということになります。

現行では本市の第4段階（国の第3段階）までの低所得者層に公費が投入されており、「公費あり」として保険料の算定を行った結果、保険料の月額が5,800円となっています。オレンジの色付がある段階が料率に変化がある段階です。公費の投入は第9期以降も継続される見込みですが、投入による料率の変化が不明なため、以降は「公費なし」として比較しています。

また、国の第3段階までの料率は最も影響がある①案を仮に記載し、第1段階：0.26、第2段階：0.47、第3段階：0.68としています。

増減率は「公費なし」の現在の本市料率と各案の料率を比較した数値で、水色の段階は減少を、桃色の段階は増加を表しています。

以上に基づき、各案の補正被保険者数を合計した結果が黄色の数値となり、現在の補正被保険者数に対して、国A案では減少、B・C案では増加となります。

4 社会福祉審議会高齢福祉専門分科会への提出案について

(1) 第8期までの計画策定時の保険料に関する主な意見

- ア 第10段階の料率が国基準より高く、第12段階は低いが、高所得者には応分の負担をもらうべきではないか（第8期）
- イ 県内他市と比較した場合、低所得者は高く、高所得者は低い保険料額ではないか（第8期）
- ウ 料率を0.1ポイントずつ上げることに縛られており、第7期計画でも変更できていないが、他都市を参考にすべきではないか（第8期）
- エ 保険給付費財源の約半分は税負担であり、高所得者は元々多く負担しているため、料率を上げる場合はどこまで傾斜させることが可能か説明が必要ではないか（第8期）
- オ 料率はできる限り国基準に合わせるべきではないか（第7期）
- カ 料率の国基準をかたくなに守る必要があるのか（第6期）

(2) 社会福祉審議会高齢福祉専門分科会への提出案

資料3-2P2が提出案の一覧表となります。

(1) の意見を踏まえ、次のア～エの4案を提出します。

第3段階までの料率は仮に国①案としています。

国の第10段階以降の料率は仮に国B案としています。

国の案が確定しましたら、その案をベースにします。

ア 現行の所得段階と料率（案1）

第7期と比較して国の最高料率であった第12段階以降を引き上げていきます。

イ 国基準に合わせた所得段階と料率（案2B）

低所得者層の軽減強化を実現したうえで、補正被保険者数も増となりますが、第4段階と第6段階の本市独自軽減がなくなります。

ウ 案2に対し本市独自軽減を継続し、高所得者の引き上げを強化（案3）

第4段階と第6段階の本市独自軽減を従前どおり行い、第15段階以上の料率を更に引き上げて、増減率が第14段階並みとなるようにしましたが、第12段階以上の被保険者数が少ないため補正被保険者数は減少となります。

エ 案3に対し中間層の基準所得金額（段階の境目となる金額）を現行と同様とする（案4）

クリーム色で色付してある段階です。基準所得金額が国の案と違う層を現行と同様とすることにより、補正被保険者数を増加となります。

(3) 各案の論点

※段階については階数が最も多い案4を元に説明

- ・ 現行における本市の第1段階は生活保護受給者としていたが、多段階化が進んだため、国と同様に第2段階と統合
(→表記上の問題であり、保険料額には影響ありません)。
- ・ 第4・第6段階の本市独自軽減(→国に合わすor現行通り)
- ・ 第15段階の以降の増減率の調整(→国案に合わせるor引き上げ)
- ・ 合計所得金額160～210万円の段階
(→国：第8段階と統合or現行：第9段階として残す)
- ・ 合計所得金額400～410万円の段階
(→国：第11段階or現行：第12段階)
- ・ 合計所得金額590～600万円の段階
(→国：第14段階or現行：第13段階)
- ・ 合計所得金額680～700万円の段階
(→国：第15段階or現行：第14段階)

5 第1号被保険者の介護保険料算出方法(参考)

(1) 基準額の算出

基準額(年額) = $\frac{\text{R6～R8年度の給付費等見込み額のうち第1号被保険者の負担額} \div \text{予定収納率}}{(\text{R6～R8年度の各所得段階毎被保険者数} \times \text{各所得段階毎料率}) \text{の総和}}$
(R6～R8年度の各所得段階毎被保険者数 × 各所得段階毎料率)の総和を調整後被保険者数(=補正第1号被保険者数)とといいます。料率を変更する場合はこの人数が減らないように留意する必要があります。

(2) 年間保険料の算出

基準額(年額)に各所得段階の料率を乗じた金額が年間保険料になります。

6 今後の予定

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 令和6年1月18日(木) | 高齢福祉専門分科会において、保険料基準額を決定 |
| 令和6年1月31日(水) | 社会福祉審議会において、計画(答申案)で所得段階別介護保険料(案)を提示 |
| 令和6年3月 | 市議会3月定例議会において、横須賀市介護保険条例改正案を上程 |